

令和6年度

おおいた産医療関連機器導入推進事業

公募要領

(医療機関・福祉施設等向け)

令和6年4月  
大分県医療ロボット・機器産業協議会

# おおいた産医療関連機器導入推進事業

## 1. 事業の概要

### (1) 目的

大分県医療ロボット・機器産業協議会では、平成22年に大分県・宮崎県と共同で策定した東九州地域医療産業拠点構想に基づき、医療関連産業の集積に取り組んでいます。

この構想の推進を図るため、会員県内中小企業の医療関連機器等の普及を目的に、県内の医療機関・福祉施設等のおおいた産医療関連機器の導入を支援します。

### (2) 実施方法

県内の医療機関・福祉施設等がおおいた産医療関連機器導入推進事業実施要領に基づき登録された機器（以下「登録機器」という）を導入する際の初期導入費、レンタル料、リース料、購入にかかる経費を補助します。

### (3) 申請資格

県内に主たる事業所を置く、おおいた産医療関連機器の導入を希望する医療機関・福祉施設等。

### (4) 補助対象経費・条件

登録機器の導入に要するレンタル料・リース料・購入にかかる経費（初期導入費含む）補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。複数年度に渡る賃貸借契約の場合は、年度毎に申請すること。ただし、当該賃貸借契約にかかる補助の合計の上限は（5）の通りとする。

### (5) 補助率・補助期間

○補助率：1／2以内（1施設あたり上限500千円、千円未満は切捨て）

※ 専門学会や専門誌等での報告・発表、機器を使用したイベント・講習会（ただし、導入した施設の関係者や利用者以外からの参加を含むもの）、制作動画の発表で導入機器の評価・紹介をすること。

○補助期間：最大12ヶ月以内

### (6) 募集期間 令和6年4月1日から隨時

（令和7年3月31日までに事業が完了するものに限る）

※ ただし、申請総額が予算の上限に達した場合には、その時点で募集を終了します。

### (7) 注意事項

- ・申請書作成に係る費用は応募者の負担になります。
- ・応募いただいた書類は返却しません。

## 2. 申請手続

### (1) 必要書類

#### ① 補助金交付申請書様式等

- a) 申請書は、おおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱によるものを使用してください。協議会のHPからダウンロードが可能です。
- b) 用紙の大きさはA4判縦でお願いします。
- c) 記入は内容の正確を期すため、コンピュータなどを利用して判読し易い表示で作成してください。
- d) 機器利用申請書は日本語で作成してください。
- e) 左上角をクリップで留めてください。(ステープラー等で綴じたり、製本等は行わないでください。)
- f) 申請者の概要がわかるパンフレット等を添付してください。

#### ② 注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合、補助対象とならないことがありますので、ご注意下さい。
- b) 不明な点があれば事前に相談などを行ってください。また、FAXによる提出は受け付けられません。

### (2) 提出・問い合わせ先

本公司に係る申請書の提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。

大分県医療ロボット・機器産業協議会 事務局  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
大分県商工観光労働部新産業振興室内  
(TEL: 097-506-3276 FAX: 097-506-1753)

## 3. 申請上の留意点

- (1) 本事業は、補助金交付申請を受けて大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う交付決定以降にレンタル・リースを開始、あるいは購入した機器が補助金の交付対象となります。交付決定以前の開始にはご注意ください。
- (2) 本事業は原則として精算払いです。ただし、業務執行上やむを得ない場合と認められる場合には、一部を概算払いにより支払うことも可能です。
- (3) 申請にあたっては、以下を満たしている必要があります。
  - ① 補助事業について他の機関から重複して資金交付を受けていないこと
  - ② 財産管理を行うこと
- (4) 補助金の交付についてはおおいた産医療関連機器導入推進事業費補助金交付要綱に定めるところによるもののほか、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）を準用します。
- (5) 本事業では、会員県内企業が開発・製造するおおいた産医療関連機器を登録し、

利用を希望する県内の医療機関・福祉施設等への初期導入費やレンタル料、リース料、購入費について補助を行うものです。(機器は開発者により試験評価を重ねた上で登録されていますが、当協議会が性能を保証するものではありません。)

#### 4. 事業の認定

申請書を受領後適当と判断された場合には、大分県医療ロボット・機器産業協議会会長（以下会長）は申請者に交付決定通知書により通知します。

#### 5. 事業の成果

##### (1) 事業の成果の公開普及活動

補助事業者には、新聞、業界機関誌、専門雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて大分県医療ロボット・機器産業協議会が行う補助事業の成果の公開普及活動に協力していただきます。

また、各補助事業者において独自に成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が補助事業の結果得られたものであることを明示してください。

#### 6. 補助事業者の義務

##### (1) おおいた産医療関連機器の紹介

申請者は、専門学会や専門誌等での報告・発表、機器を使用したイベント・講習会、(ただし、導入した施設の関係者や利用者以外からの参加を含むもの)制作動画の発表で導入機器の評価・紹介した実績を報告してください。

##### (2) 事後調査等

交付年度終了後の5年間、補助事業に関する調査に協力しなければなりません。

##### (3) 証拠書類・物品の管理

補助事業に要した経費に関する証拠書類（見積書、発注書、納品書、領収書等）、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備したうえで、補助事業完了後5年間保管していただきます。